

第 18 回 新潟市都市計画審議会常務委員会

議 事 録

日 時：平成 25 年 3 月 21 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 2 時

場 所：新潟市役所 本館 3 階 対策室 1（新潟市中央区学校町通 1-602-1）

出席委員：5 名

幹 事：新潟市都市政策部長、建築部長、環境部長

【明間都市計画課長補佐】

ただいまから第18回新潟市都市計画審議会常務委員会を開催いたします。

本日はご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の常務委員会は、委員5名中5名の委員の方が出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、幹事としまして市側からの出席者をご紹介します。井村都市政策部長、遠藤建築部長、熊倉環境部長、以上3名でございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、委員長からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【寺尾常務委員長】

皆さんこんにちは。それでは会議を開きます。

本日は、大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、はじめに報道機関より撮影の許可を求められておりますが、許可することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【寺尾常務委員長】

異議なしとのことですので、撮影を許可します。

先ほど事務局から報告がありましたとおり、会議が成立しておりますので、これから議事を進行します。

まず、新潟市都市計画審議会運営要綱第4条の規定により、本日の議事録署名委員に田中委員を指名します。どうぞよろしくお願いいたします。

【田中委員】

了解いたしました。

【寺尾常務委員長】

それでは、市長より諮問のあった付議案件の審議に入りたいと思います。本日の審議案件は、議案第1号「産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有

無について」の1件です。

この案件は、新潟市都市計画審議会運営要綱第2条第2項第3号に該当する軽易な都市計画の事項として、会長から常務委員会に付託され審議するものであります。

それでは事務局、議案説明をお願いします。

【米山建築行政課長】

建築行政課の米山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは本申請内容について、説明させていただきます。はじめに配布物の確認ですが、全部で2種類ございます。第18回新潟市都市計画審議会常務委員会議案、表紙を含めA4が2枚とA3が1枚です。ホチキスで3枚をとめてございます。もう一つが議案の資料で、A4で両面7ページ、枚数で4枚のものです。こちら、ホチキスで4枚をとめてございます。お手元にありますでしょうか。

それでは説明させていただきます。説明につきましては、スクリーンで説明させていただきますので、お手元の議案と資料をあわせてご覧ください。

はじめに、議案に基づきまして「1 内容」についてご説明いたします。

施設の種類の、産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設です。敷地の位置は、新潟市北区太郎代字御城山787番1外10筆です。敷地面積は12,626.08平方メートルです。申請者は、株式会社大橋商会代表取締役大橋崇です。本施設は、主に建設工事で発生する建設廃材を破碎し、燃料材や再生資材として再資源化するための中間処理を行う施設となります。

同じく議案に基づきまして、「2 理由」についてご説明いたします。

都市計画審議会に諮問いたします理由につきましては、議案のとおりですが、スクリーンにて、図を使って詳しく説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

本案件の取り扱い及び手続きについてご説明いたします。

今回の計画施設は、後ほど説明いたしますが、建築基準法第51条に規定する廃棄物の処理施設でございます。建築基準法第51条では、廃棄物の処理施設の建築にあたり、敷地の位置が都市計画決定されているか、または、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、都市計画上の支障がないと認めて許可されていなければなりません。

本申請施設については、都市活動の一環として社会に寄与する施設ではありますが、民間が設置する施設であり、社会情勢の変化に影響されやすく、施設の恒久性が担保されないため、都市計画決定ではなく、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可するにあたり、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、新潟市都市計画審議会に諮問するものです。

では次に、先ほどの「建築基準法第 51 条に規定する施設」について、説明いたします。建築基準法第 51 条に規定する建築物とは、都市計画区域内における「卸売市場」、「火葬場」、「と畜場」、「汚物処理場」、「ごみ焼却場」と「その他政令で定める処理施設」の用途に供する建築物となります。「政令で定める処理施設」については、資料 2 ページの中段、第 130 条の 2 の 2 をご覧いただきたいのですが、「ごみ処理施設」と「産業廃棄物処理施設」があげられています。

建築基準法第 51 条では、ごみ処理施設と産業廃棄物処理施設は、一日の処理能力が一定数以上のものが手続きの対象で、今回の場合は許可手続きの対象となりますが、例外として、資料の 2 ページの一番下の表をご覧いただきたいのですが、工業地域及び工業専用地域内であれば、産業廃棄物処理施設の能力が表の水色の部分の数値を超える場合に、その許可手続きが必要となります。

本施設は、平成 17 年にこの数値を超えたため、すでに許可を受けております。一方で、資料の 3 ページをご覧いただきたいのですが、処理能力が前回許可時の 1.5 倍以内であれば、許可不要となります。本日の審議につきましては、操業時間を現在の 8 時間から 24 時間に変更することと、既存の処理機械で処理を行う品目を追加することにより、先ほどの資料の 2 ページの一番下の表に戻りますが、申請の処理能力が、前回許可の 1.5 倍を超える能力となるため、許可手続きが必要となるものです。

都市計画図で本申請敷地の位置をご確認いただきます。議案書の 2 枚目、A 3 カラー刷りのものをあわせてご覧ください。スクリーン中央の赤いポイントが申請敷地で、新新バイパス豊栄インターチェンジから北に約 2.6 キロメートルに位置しております。当該地は、新潟市北区太郎代地内で、用途地域は工業専用地域となっており、新潟市都市計画マスタープランにおいても工業流通業務地に位置づけられております。マスタープランについては、資料の 7 ページに図を掲載しております。申請敷地は、東側の太郎代集落から約 400 メートル、西側の島見町集落から約 1.2 キロメートル離れております。

次に、申請地周辺の状況について、航空写真でご説明いたします。

申請地は、工業専用地域に位置しております。なお、太郎代集落は、北東の準工業地域内に位置しております。工業専用地域内には、新潟吉野石膏株式会社や、日軽新潟株式会社などの工場が立地しています。また、申請地近隣には、本申請と同様建築基準法第 51 条ただし書きの許可を受けた産業廃棄物処理施設である、株式会社平成クリーン及び株式会社廣川組、株式会社フジ・エンバイロ、有限会社吉田商事、株式会社日本アクシィーズが立地しています。また、周辺には学校や社会福祉施設などはなく、最寄りの住宅までは約 100 メートル離れております。なお、申請者は本計画について、周辺企業や自治会に説明を行っており、理

解を得ております。

次に周辺交通への影響について説明いたします。主な搬出入経路は、新新バイパス豊栄インターチェンジより国道 113 号、幅員 25 メートル、交通量は 24 時間で約 14,000 台。一般県道島見豊栄線、幅員 25 メートル、交通量は 24 時間で約 13,000 台。さらに臨港道路中央ふ頭西線、幅員 22 メートル。最後に市道北 6-60 号線、幅員 12 メートルを利用する計画となっております。

また、本施設への搬入、搬出にかかる運搬車両は、2 トンから 30 トントレーラーで、現在は 1 日あたり 60 台程度です。搬出入の時間は、午前 8 時から午後 6 時までであり、許可後においても、搬出入時間に変更はありません。稼働時間が 3 倍となり、搬出入の運搬台数が 3 倍になったと仮定しても、これらの経路はいずれも十分な幅員や構造を有する整備された道路であり、交通容量の範囲内であることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。

こちらが申請施設の配置図でございます。赤い枠で囲まれた範囲が申請敷地で、敷地面積は 12,626.08 平方メートルです。敷地内には廃棄物処理棟、廃棄物保管棟、木材チップ保管棟、事務所棟、危険物貯蔵所の 9 棟の建築物が配置されております。本施設は、主に建設工事で発生する建設廃材を破砕し、燃料材や再生資材として再資源化するための中間処理を行うものです。

その許可対象となる処理内容と 1 日あたりの処理能力は、産業廃棄物処理施設について、廃プラスチックの一軸式破砕処理が 99.2 トン、8 時間稼働から 24 時間稼働となることで、処理能力が 3 倍となります。同じく廃プラスチックの二軸式破砕処理が 323.8 トン、既存の機械の処理品目に廃プラスチック類を追加します。この二つの合計処理が 423 トンとなります。次に、木くずの一軸式破砕処理が 99.7 トン、こちらも 8 時間稼働から 24 時間稼働となることで、処理能力が 3 倍となります。同じく木くずの二軸式破砕処理が 415.9 トン、こちらも既存の機械の処理品目に木くずを追加します。この 2 台の合計処理能力が 515.6 トンとなります。さらにはがれき類の二軸式破砕処理が 484.6 トン、こちらも既存の機械の処理品目にがれき類を追加します。

これらがいずれも建築基準法第 51 条ただし書きの許可を要する処理能力に該当することから、本申請に至ったものです。このほか、ごみ処理施設について、紙くずの圧縮処理が 134.4 トンとなっておりますが、こちらは処理能力に変更はありません。一方、本申請が許可になった場合においては、既設の破砕処理機を 2 機廃止する予定です。

次に、申請施設における周辺環境への影響について説明いたします。

申請者は、本申請にあたり周辺環境影響調査を行っております。資料は 5 ページ、6 ペー

ジをご覧ください。騒音・振動に対する影響調査においては、申請地が工業専用地域内に位置することから、法的な規制を受けることはありませんが、西側敷地境界、南側敷地境界、東側敷地境界、北側敷地境界及び直近の民家敷地境界の5箇所を評価対象に、工業地域の規制基準を目標値として設定し、影響を検討しております。

騒音について、資料6ページ、目標値と予測値の比較になっております。

昼につきましては、評価地点1が現況騒音としては最大となりますが、これは廃材移動用の屋外バックホウの影響を受けているためです。同じ昼でも、屋外バックホウが稼働していない場合は、処理機械に最も近い評価地点3が現況騒音として最大となっております。本施設が24時間稼働となることを踏まえ、処理機械が稼働している昼の最大現況騒音を、予測最大値として全時間帯に採用しております。ただし、昼の時間帯以外は、屋外バックホウを使用しない計画となっておりますので、朝、夕、夜の予測最大値としては、屋外バックホウが稼働しない昼の最大値である60デシベルを採用していますが、いずれも基準値を超えることはありません。また、最寄りの住宅の評価地点Aについても、予測値が目標値を下回っております。

次に振動について、同じく資料6ページ、目標値と予測値の比較になっておりますが、昼、夜ともに処理機械に最も近い評価地点3が最大予測値として採用されますが、基準値を下回っております。最寄りの住宅の評価地点Aについても、予測値が目標値を下回っております。以上より、騒音、振動ともに、敷地境界及び最寄り住宅の各地点で目標値を下回っております。

最後に本案件を許可相当とする理由ですが、本計画施設は、廃プラスチック類、がれき類、木くずを破碎し、また、紙くずの圧縮処理を行い、燃料材や再生資材として再資源化するための中間処理を行うものであり、廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に寄与する施設であること。計画地は工業専用地域内に位置し、新潟市都市計画マスタープランの都市づくりの方針においても、工業流通業務地として位置づけられており、道路や公園など既定の都市計画もないこと。本計画施設から発生する騒音、振動等は適正な対策が講じられ、周辺環境を害するおそれはなく、搬出入道路も適正な整備がなされていることから、円滑な交通の支障とならないこと。

以上3点より、当該施設の敷地位置については、都市計画上の支障がないものと思われまますので、許可相当として本審議会に諮問するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【寺尾常務委員長】

どうもありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました議案について、ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。遠藤さん、佐藤さん。

【佐藤委員】

特にありません。

【寺尾常務委員長】

田中さん。

【田中委員】

はい。ございません。

【寺尾常務委員長】

では私が1点質問をしたいと思います。資料の6ページ、騒音の目標値と予測値というところですが、昼の騒音の予測値が二つに分かれていて、一つが屋外バックホウを使ったときの値と、それを使わないときの値と二つに分かれております。この点についてですけれど、今のご説明だと、バックホウは、稼働時間を変更して8時間処理から24時間処理が可能になるような形にしても、バックホウを使うのは日中だけだということだったのですが、今回、都市計画審議会として答申を出してしまうと、次にこの1.5倍を超える処理能力に上がるまではもう一度ここにかかってこないということなので、このバックホウは昼間の間だけしか稼働しないということですが、たとえば稼働すると夜の基準値が少し超えるということなので、夜稼働しないというのは、どのように担保されるのでしょうか。

【米山建築行政課長】

施設の管理につきましては、定期的に施設をチェックするという形で、市職員のほうが管理などを見に行くわけです。その中で、夜に稼働したとかいうような許可条件に合わない事例があれば、廃棄物処理施設としても許可の条件に適合しないという形になりますので、市の方から定期的に調査をするということで、施設に対しての許可条件を担保していくという形で考えております。

【寺尾常務委員長】

それはそうすると、廃棄物処理施設の許可条件として、バックホウは何時から何時まで稼

働させるということが、別の仕組みの中で決まっているということによろしいでしょうか。

【米山建築行政課長】

騒音規制法上、そういう事例が生じれば、環境部門のところで規制をかけていくという形になりますので、担保されるという形で考えております。

【寺尾常務委員長】

そうすると、今度は逆に言えばバックホウも性能が上がって、騒音の低いバックホウが入れば、別に今説明された時間帯以外に稼働してもかまわないと。

【米山建築行政課長】

そういうことになります。

【廃棄物対策課：伊藤】

廃棄物対策課の伊藤と申します。よろしく申し上げます。

今ほど、騒音規制法ということで規制がかかるという説明があったのですが、騒音規制法での規制はかかっておりません。廃棄物処理法上、許可を要する施設について、一定のレベル以内に騒音であれば騒音を抑えるということになっておりますので、今回の施設であれば、夜間 60 デシベルというのを上限に許可を出しますので、バックホウが動く、動かないを問わず、この 60 デシベルというものを超過するということになると、私どもの許可権者のほうで指導等を行う対象となってまいります。

【寺尾常務委員長】

分かりました。ありがとうございました。

他にいかがでしょう。もし、今の点についてありましたら。

では、ほかにご意見、ご質問がないようなので、それではこれから採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか、

議案第 1 号産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について、これは「支障なし」ということによろしいでしょうか。

(委員「異議なし」の声)

【寺尾常務委員長】

ありがとうございました。それでは議案第1号は、「支障なし」と、この常務委員会で決定いたします。

なお、本日の審議の結果については、3月26日開催予定の次回の都市計画審議会で報告いたします。

以上をもちまして本日の審議を終了いたします。皆さんどうもありがとうございました。

【明間都市計画課長補佐】

以上をもちまして本日の常務委員会を終了します。本日はありがとうございました。